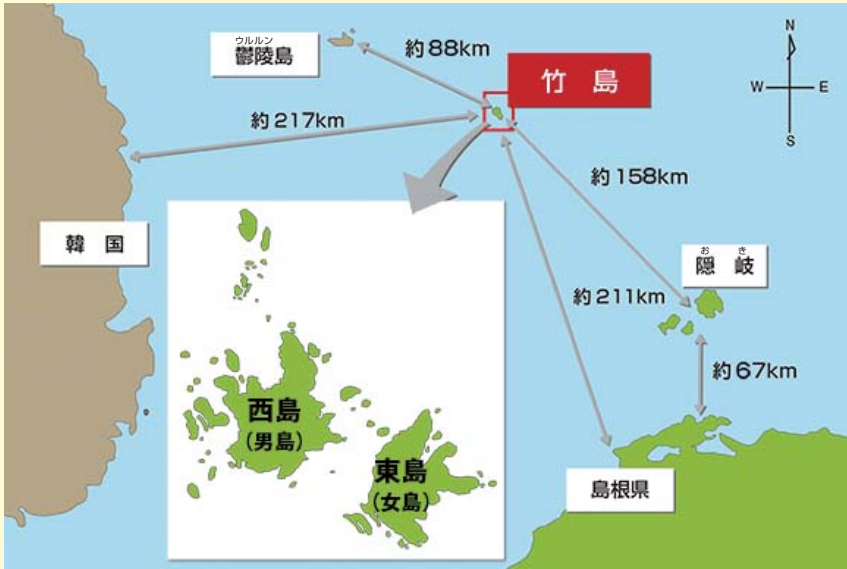


竹島を知ろう!



1 竹島とは？



日本政府の基本的立場

竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がない不法占拠であり、日本は韓国に対し繰り返し抗議しています。



(外務省「竹島問題10のポイント」)

(撮影：桑原史成)



竹島は島根県隠岐の島町に属します。西島(男島)、東島(女島)の2つの小島と、その周辺の数々の岩礁からなり、総面積は約0.21km²(さいたまスーパーアリーナの約5倍)です。

各島は、海面からそびえ立つ急峻な火山島で、島の周囲は断崖絶壁となっています。周辺一帯は暖流と寒流が交わる好漁場として知られ、17世紀には徳川幕府の許可のもと、日本人が漁業を行っていました。

2 竹島の歴史

朝鮮国の古文献や古地図には、鬱陵島の記述はありますが竹島を示す記述はなく、同国は竹島を認識していなかったと考えられます。

当時の朝鮮国は、同国民の鬱陵島への渡航を禁じていました。

日本人による竹島でのアシカ猟やアワビ・ワカメ漁が盛んになり、漁を許可制にして乱獲を防止するためです。

竹島での漁(1930年代頃)



(写真提供：島根県竹島資料室 個人所蔵)

1618年 (元和4年)	幕府が鳥取藩米子の町人、大谷・村川両家に鬱陵島での漁業や木材採取を許可。 ※1625年(寛永2年)説もある。
1661年 (寛文元年)	幕府が竹島での漁業についても大谷・村川両家に許可。
1692年 (元禄5年)	村川家が鬱陵島で多数の朝鮮人が漁業に従事するのに遭遇。翌年、大谷家も遭遇。大谷家は朝鮮人2名を証人として日本に連行。
1696年 (元禄9年)	幕府は朝鮮国との友好関係を尊重し、日本人の鬱陵島への渡航を禁止。
1904年 (明治37年)	隠岐の漁民、中井養三郎が、日本政府に竹島の領土編入と貸し下げを願い出る。
1905年 (明治38年)	1月、政府は同島を正式に「竹島」と命名し、日本領への編入を閣議決定。 2月22日、島根県は竹島を島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示。

隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島も、両家による利用が自然と始まっていきました。

幕府は対馬藩を通じて2名を朝鮮国に送還し、同国漁民の鬱陵島への渡航禁止を求めました。しかし、鬱陵島の帰属を巡り意見が対立し、合意には至りませんでした。

このとき幕府は、竹島への渡航は禁止していません。幕府が竹島を自国領と認識していた証拠です。

この2月22日を島根県は「竹島の日」と決めました。

竹島でのアシカ猟は島根県の許可制となり、以後、1941(昭和16)年まで続けられました。